

第69回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始）

場所

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
THE MARK GRAND HOTEL（旧ラフレさいたま） 櫻ホール（3階）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

<株主の皆さまへ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会にて必要な対応をさせていただく予定です。
また、**お土産のご用意はございません**。詳細につきましては、本招集ご通知4頁をご参照ください。
株主さまにおかれましては、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

株主の皆様へ

当社第69回定時株主総会を6月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第69期（2021年度）の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
小川 隆



企業理念

新しい価値創造に挑戦し、
夢あふれる未来づくりに貢献する

目次

P. 2	第69回定時株主総会招集ご通知
P. 3	議決権行使のご案内
P. 5	株主総会参考書類
P.34	事業報告
P.55	連結計算書類
P.57	計算書類
P.59	監査報告書

株 主 各 位

埼玉県上尾市菅谷三丁目105番地
株式会社 フコク
代表取締役社長 小川 隆

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面又はインターネットによる議決権行使をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（3頁）をご参照のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

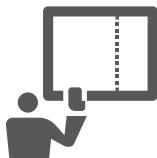
記

1. 日時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）		
2. 場所	埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2 THE MARK GRAND HOTEL（旧ラフレさいたま） 櫻ホール（3階） （会場の場所は昨年と同じです。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）		
3. 目的事項	報告事項	1. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案	定款一部変更の件
		第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
		第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
		第4号議案	当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fukoku-rubber.co.jp/>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」及び「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fukoku-rubber.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使する方法

以下の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票（右側）に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 QRコードを読み取る 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使書副票（右側）



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトにアクセスする 2 ログインする 3 パスワードを登録する

(<https://evote.tr.muifu.jp/>)



お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否
第4号	賛 否

※議決権の数はいずれも1単位ごとに1票となります。

お 願 い
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、お持ちのいずれかの方法によりお早めにご返送ください。
① 封筒裏面の郵便番号を記載の上、ご返送いただく方法。
② スマートフォンのQRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://create.jp/muf>) からお申し込み、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法。

ログイン用コード
5432-9876-2358-DPS
123456

〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」 の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」 の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」 の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」 の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」 の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



株主総会に出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会
開催日時

2022年6月28日（火曜日）

受付開始：午前9時30分 開会：午前10時

本総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

1. 書面又はインターネットによる議決権行使のお願い
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面又はインターネットによる議決権行使の検討をお願い申し上げます。
2. ご出席される株主さまへのお願い
 - ① ご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
 - ② ご来場の際はマスク着用などの感染予防にご配慮ください。
 - ③ 特にご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。
 - ④ ご出席の株主さまで体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがあります。
3. 総会会場における対応について
 - ① 当社の役員及びスタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。
 - ② 会場内には消毒液を設置いたします。
 - ③ ご来場の際、株主さまに検温をお願いすることがあります。
 - ④ 会場の座席間隔を確保するため、十分な座席数が確保できず、ご入場いただけない場合があります。
 - ⑤ 株主総会の議事は時間を短縮して行う予定です。
 - ⑥ お土産、会場内での製品展示やお飲み物のご提供は取り止めております。
 - ⑦ 以上のほか、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を行う場合があります。
4. 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
<https://www.fukoku-rubber.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新設）	第3章 株主総会 （削除） （電子提供措置等） 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条（現行どおり）

2（現行どおり）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第2条 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

1（条文省略）

2（条文省略）

（新設）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名（社外取締役2名を含む。）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員の過半数とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」より答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案に関し、監査等委員会は各候補者を取締役に選任することが適切である旨の意見を有しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名		当社における 現在の地位
1	再任	おがわ たかし 小川 隆		代表取締役社長
2	再任	おおしろ いくお 大城 郁男		取締役執行役員
3	再任	おおはし よしひろ 大橋 由宏		取締役 常務執行役員
4	再任	わたなべ けんじ 渡辺 賢治		取締役執行役員
5	再任	よむら けんいちろう 余村 健一郎		取締役執行役員
6	新任	えむら まさひろ 江村 昌広		執行役員
7	再任	ロバート H ヤンソン	社外 独立役員	社外取締役
8	新任	しみず ひろこ 清水 裕子	社外 独立役員	

候補者番号

1

お がわ たかし
小川 隆 (1954年2月26日生)

再任

所有する当社株式の数
23,870 株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年 4月 日本電装(株)（現(株)デンソー）入社
 1993年 5月 アスモ(株)（現(株)デンソー）米国法人副社長
 2003年 6月 同社取締役品質保証部長
 2008年 6月 同社常務取締役
 2012年 6月 同社インドネシア法人社長
 2015年 12月 同社代表取締役副社長
 2018年 4月 (株)デンソーモータ事業部エグゼクティブアドバイザー
 2019年 3月 同社退社
 2019年 4月 当社入社副社長執行役員事業統括本部長
 2019年 6月 当社代表取締役副社長、社長補佐、事業統括本部長
 2020年 4月 当社代表取締役副社長、社長補佐
 2020年 7月 当社代表取締役社長
 現在に至る

【選任理由】

当社の代表取締役社長を務め、また他社での豊富な経験から、自動車部品メーカーの経営全般に関する幅広い知見と卓越したリーダーシップを有しており、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

2

おおしろ いく お
大城 郁男 (1961年1月15日生)

再任

所有する当社株式の数
5,000 株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 当社入社
 2016年 4月 当社新事業統括〇A事業ユニット長
 2019年 4月 当社執行役員事業統括本部機能品事業部長
 2020年 4月 当社執行役員事業統括本部産業機器事業部長
 2020年 7月 当社取締役執行役員産業機器事業部長技術開発本部担当
 2021年 1月 当社取締役執行役員営業本部長
 現在に至る

【選任理由】

当社の技術に精通し、自動車産業以外の製品の開発、事業運営について豊富な経験を有しており、今後の当社の更なる事業展開を進めるため、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

3

おおはし

大橋

よしひろ

由宏

(1959年7月5日生)

再任

所有する当社株式の数

6,030 株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 ニチメン(株) (現双日(株)) 入社
1997年 12月 同社北京駐在員事務所化工部門長
2001年 4月 同社天津法人総経理
2008年 1月 双日ジェクト(株)取締役
2010年 4月 双日(株)及び双日ジェクト(株)退社
2010年 5月 当社入社管理本部部长
2010年 10月 当社営業本部副本部長兼海外業務室長
2012年 1月 当社サイアムフコク(株)代表取締役社長、タイフコク(株)取締役
2012年 9月 当社サイアムフコク(株)代表取締役社長、タイフコクパナプラスファウンドリー(株)取締役
2014年 4月 当社執行役員サイアムフコク(株)代表取締役社長
2016年 4月 当社執行役員アセアンエリア長兼サイアムフコク(株)代表取締役社長
2018年 6月 当社取締役執行役員
2019年 6月 当社取締役執行役員事業統括本部副本部長、グループ会社統括
2020年 7月 当社取締役常務執行役員コーポレート本部長兼SCM本部長、グループ会社統括
2021年 4月 当社取締役常務執行役員企画本部長兼SCM本部長、グループ会社統括
2022年 4月 当社取締役常務執行役員企画本部長、SCM本部担当、グループ会社統括
現在に至る

【選任理由】

当社のグループ会社並びに重要なエリアであるアセアン地域の経営責任を担ってきた実績と、今後国内外のグループ会社の経営強化、またサプライチェーンマネジメント(SCM)の推進のため、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

4

わたなべ

渡辺

けんじ

賢治

(1957年11月11日生)

再任

所有する当社株式の数

17,620 株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 当社入社
1993年 5月 タイフコク(株)工場長
1997年 10月 (株)フコクインドネシア取締役
2004年 4月 (株)フコク東海ゴムインドネシア代表取締役社長
2009年 4月 河北富躍鉄路装備社副総経理
2012年 3月 フコクベトナム(有)社長
2013年 12月 フコクインドネシア(株)代表取締役社長
2018年 4月 当社執行役員フコクインドネシア(株)代表取締役社長
2019年 6月 当社執行役員アセアンエリア長兼フコクインドネシア(株)代表取締役社長
2020年 4月 当社執行役員アセアンエリア長兼事業統括本部本部長兼機能品事業部長
2020年 7月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長兼機能品事業部長
2021年 6月 当社代表取締役副社長執行役員事業統括本部長、安全・品質本部担当
2022年 3月 当社取締役執行役員アセアンエリア長、サイアムフコク(株)取締役会長
現在に至る

【選任理由】

当社の技術、製造に精通し、海外拠点をいくつも立ち上げ、事業化を図るなど、豊富な海外経験と経営に関する知見、リーダーシップを有しており、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

5

よ むら けんいちろう
余村 健一郎 (1960年3月30日生)

再任

所有する当社株式の数
3,030 株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年 4月 日産自動車(株)入社
2004年 4月 東風日産有限公司東風日産乗用車公司営業総部長
2009年 4月 日産自動車(株)中近東部長
2013年 4月 インド日産自動車社長
2014年 7月 日産自動車(株)AMI事業部担当部長
2015年 6月 同社退社
2015年 7月 当社入社、管理本部長付
2016年 4月 当社管理本部経営管理部長
2018年 4月 当社営業本部営業管理室長
2019年 4月 当社執行役員コーポレート本部人事部長
2021年 4月 当社執行役員コーポレート本部長兼人事部長
2021年 6月 当社取締役執行役員コーポレート本部長兼人事部長、中国エリア担当
2022年 4月 当社取締役執行役員コーポレート本部長、中国エリア担当
現在に至る

【選任理由】

大手自動車メーカーでの事業経験に加え、当社の管理系の責任者として、大きな貢献を果たしてきた実績とともに豊富な知見を有しており、国内外の組織、人材育成強化のため、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

6

え むら まさひろ
江村 昌広 (1970年11月14日生)

新任

所有する当社株式の数
686 株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 4月 当社入社
2007年 4月 当社上尾工場シール製造課マネージャー
2008年 10月 サイアムフコク(株)工場長
2009年 4月 サイアムフコク(株)副社長
2014年 4月 当社上尾工場シール事業部工場長
2016年 4月 当社群馬第二工場工場長
2021年 4月 当社執行役員事業統括本部機能品事業部長
2022年 4月 当社執行役員事業統括本部長兼機能品事業部長
現在に至る

【選任理由】

当社のものでづくりに長年携わり、事業の根幹であるものでづくりに関して豊富な経験とリーダーシップを有しており、今後の更なる事業発展をすすめるための事業経営に活かせると考え、取締役候補者として適任と判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

7

ロバート H ヤンソン (1949年6月14日生)

社外

再任

所有する当社株式の数

4,400 株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1973年 4月 コンチネンタル・グミ・ウェルケAG (現コンチネンタルAG) 在日代表
1978年 6月 コンチネンタル・グミ・ウェルケAG (現コンチネンタルAG) 在日代表退任
1978年 8月 アウディNSUアウトウニオンAG入社
1980年 1月 アウディNSUアウトウニオンAGよりフォルクスワーゲンへ移籍
1980年 7月 フォルクスワーゲン・アウディ日本代表
1983年 7月 フォルクスワーゲン(株) (現フォルクスワーゲン・グループ・ジャパン(株)) 代表取締役副社長
1993年 7月 フォルクスワーゲン・アジア・パシフィック社東京代表部 代表
1998年 9月 フォルクスワーゲン・グループ・ジャパン(株)代表取締役副社長退任及びフォルクスワーゲン・アジア・パシフィック社東京代表部退任
1999年 1月 ヤンソン・アンド・アソシエイツ有限会社代表取締役社長
2007年 1月 FEV ジャパン(株)取締役
2017年 5月 FEV ジャパン(株)代表取締役
2021年 6月 当社取締役 (非常勤・社外)、当社指名・報酬委員
現在に至る

【選任理由および期待される役割】

欧州自動車メーカーの日本法人代表経験をはじめ、経営に関する豊富な知見に加え、長年にわたり当社営業コンサルタントとして助言をいただいていたことから当社取締役 (社外取締役) として適切な提言・助言をいただけると考え、取締役候補者 (社外取締役) として適任と判断し、選任をお願いするものです。
なお、ロバート H ヤンソン氏が選任された場合は、経営に関する豊富な経験と知見に基づき、社外取締役として独立した立場から当社の経営並びに業務執行について、監視、監督、助言をいただくほか、引き続き指名・報酬委員として、役員・経営幹部の人事や報酬等に関して、客観的、中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者番号

8

しみず ひろこ
清水 裕子 (1957年3月8日生)

社外

新任

所有する当社株式の数

0 株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1979年 4月 富士通(株)入社
2002年 4月 同社人事総務サービスセンター長
2002年 4月 (株)富士通エイチアールプロフェSSIONALS社長
2007年 4月 富士通(株)サービスビジネス本部主席部長
2011年 5月 ISO/IEC JTC1 SC40/WG3委員会主査
2013年 6月 富士通(株)、(株)富士通エイチアールプロフェSSIONALS退社
2013年 9月 エイチアールワン(株)常務執行役員
2015年 6月 同社退社
2015年 11月 (株)東京システムリサーチ入社 執行役員
2020年 3月 同社退社
2021年 6月 ライト工業(株)社外取締役
現在に至る

【選任理由および期待される役割】

多くの企業での事業経験に加え、IT専門家としての豊富な知見と人事部門での多くの経験を積まれており、また経営学修士を修了されるなど経営に関しても豊富な経験と知見を有されていることから、社外取締役として適切な提言・助言をいただけると考え、取締役候補者 (社外取締役) として適任と判断し、選任をお願いするものです。
なお、清水裕子氏が選任された場合は、経営に関する豊富な経験と知見に基づき、社外取締役として独立した立場から当社の経営並びに業務執行について、監視、監督、助言をいただくほか、指名・報酬委員として、役員・経営幹部の人事や報酬等に関して、客観的、中立的立場で関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 候補者ロバート H ヤンソン氏、清水裕子氏は社外取締役候補者であります。社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由および期待される役割」に記載のとおりであります。
3. ロバート H ヤンソン氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、清水裕子氏は、独立役員候補者であります。
4. ロバート H ヤンソン氏は現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社とロバート H ヤンソン氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、清水裕子氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告47頁をご参照ください。

ご参考

1. 業務を執行する取締役のスキル（本総会において取締役候補者が選任された場合）

取締役	役職	当社が取締役に期待する専門性、経験							
		経営	創業の情熱、精神への共感	多様性	財務・人材戦略	法務・内部統制	営業	技術研究開発	製造品質
小川 隆	代表取締役社長	●	●	●			●	●	●
大城 郁男	取締役 執行役員	●	●				●	●	●
大橋 由宏	取締役 常務執行役員	●	●	●	●	●	●		
渡辺 賢治	取締役 執行役員	●	●	●				●	●
余村健一郎	取締役 執行役員	●	●	●	●	●	●		
江村 昌広	取締役 執行役員	●	●	●	●	●			●

2. 社外取締役・監査等委員のスキル（本総会において取締役候補者が選任された場合）

取締役	役職	当社が取締役に期待する専門性、経験					
		経営	多様性	財務・人材戦略	法務・内部統制	指名・報酬等に関する意見陳述 (指名・報酬委員会委員)	株主をはじめとした ステークホルダーの 意見反映
ロバート・H・ヤンソン	取締役（社外） 独立役員 指名・報酬委員	●	●	●		●	●
清水 裕子	取締役（社外） 独立役員 指名・報酬委員	●	●	●		●	●
木村 尚	取締役 (監査等委員) 指名・報酬委員		●	●	●	●	●
梶原 則子	取締役 (監査等委員・社外) 独立役員 指名・報酬委員		●	●	●	●	●
藤原 康弘	取締役 (監査等委員・社外) 独立役員 指名・報酬委員		●	●	●	●	●

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月29日開催の第68回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任された高橋功吉氏より、本総会開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役に辞退したい旨の申し出がありましたので、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の内容は、監査等委員会の同意を得ており、独立社外取締役に委員の過半数とする取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」より答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

しみず ひろこ
清水 裕子 (1957年3月8日生)

社外 **新任**

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

所有する当社株式の数 0 株	1979年 4月	富士通(株)入社
	2002年 4月	同社人事総務サービスセンター長
	2002年 4月	(株)富士通エイチアールプロフェSSIONALズ社長
	2007年 4月	富士通(株)サービスビジネス本部主席部長
	2011年 5月	ISO/IEC JTC1 SC40/WG3委員会主査
	2013年 6月	富士通(株)、(株)富士通エイチアールプロフェSSIONALズ退社
	2013年 9月	エイチアールワン(株)常務執行役員
	2015年 6月	同社退社
	2015年 11月	(株)東京システムリサーチ入社 執行役員
	2020年 3月	同社退社
2021年 6月	ライト工業(株)社外取締役 現在に至る	

【選任理由および期待される役割】

多くの企業での事業経験に加え、IT専門家としての豊富な知見と人事部門での多くの経験を積まれており、また経営学修士を修了されるなど経営に関しても豊富な経験と知見を有されていることから、監査等委員である取締役に就任された場合に当社の監査体制にその知見を活かしていただけたらと考え、監査等委員である補欠取締役（社外取締役）として適任と判断し、選任をお願いするものです。

なお、清水裕子氏が選任された場合は、経営に関する豊富な経験と知見に基づき、社外取締役として独立した立場から当社の経営並びに業務執行について、監視、監督、助言をいただくほか、指名・報酬委員として、役員・経営幹部の人事や報酬等に関して、客観的、中立的立場で関与いただく予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 補欠の監査等委員である取締役候補者清水裕子氏は補欠の社外取締役として選任するものであります。
 3. 清水裕子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
 4. 清水裕子氏は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員ではない取締役に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、監査等委員ではない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告47頁をご参照ください。

第4号議案 当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2021年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において、当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（以下「現プラン」といいます。）の継続を株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期限は本定時株主総会の終結時までとなっております。

当社では、企業価値および株主共同の利益の確保・向上といった観点から、継続の是非も含めそのあり方について継続して検討を行い、2022年5月13日開催の取締役会において、本定時株主総会に上程する旨、決定いたしました（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

なお、当社は、現時点において、当社株式等の大量買付行為等に係る提案を受けている事実はありません。

記

1. 基本方針について

（1）基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大量買付行為等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大量買付行為等に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、株式等の大量買付行為等の中には、買付目的や買付後の経営方針等からみて、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様には株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

当社は、このような当社の企業価値、株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為等に対しては、必要かつ相応な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

（2）基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の実現により、株主および投資家の皆様へ中長期的に継続して当社に投資していただくため、以下の取組みを実施しております。

これらの取組みは、株主および投資家の皆様をはじめ、お得意先、お取引先、従業員あるいは地域社会等のすべてのステークホルダーから評価され、そして、そのことが株主価値の最大化に資するものであり、上記（1）の基本方針に資するものであると考えております。

① 企業価値向上のための取組み

(i) 中期経営計画に基づく取組み

当社は、高分子化学の技術力による課題解決と長期的な視点で持続可能な社会への責任を果たすことが使命であるとの認識の下で、2021年2月に「中期経営計画 2021年度－2023年度」を公表しました。この3年間で事業基盤の強化、収益構造への転換に軸足を置いた施策に注力するとともにグループ一丸となって経営目標の達成のために事業活動を進めてまいります。

[経営目標]

	2021年度実績	2023年度（中計最終年度）
連結売上高	715億円	800億円
売上高経常利益率	3.5%	7%
ROE	6.7%	8%
連結配当性向	38.5%	30%

[基本戦略]

- ・ 成長戦略を展開するための体質改善
生産工程の合理化、不良低減等による収益力の向上、間接業務の効率化
- ・ 既存事業の深化
設計技術（仮想設計技術等）の強化、海外事業の選択と集中
- ・ 新規事業の新化
ライフサイエンス事業の創出
CASE対応事業の拡大

[ESG経営]

ESG（Environment/Social/Governance）経営を推進することで社会と共生し、社会課題の解決に貢献します。

(ii) 配当・株主還元（配当政策の基本方針）

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等に勘案しながら、安定した配当を維持しつつも業績に応じて株主の皆様に対する利益還元を行っていくことを基本方針としております。配当額につきましては、連結配当性向30%を目安に決定し、1株当たり年間20円（中間、期末1株当たりの配当は各10円）を配当の下限水準とするものです。

② コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

以上のような取組みを推進していくにあたり、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の

強化に努めております。

当社は、監査等委員会設置会社という機関設計により、監査等委員に取締役会での議決権を付与するとともに、取締役会の3分の1以上を社外取締役とすることで経営の監視・監督機能の一層の強化を図っています。また経営幹部の指名や役員報酬等の決定プロセスの透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬委員会」を設置し、指名・報酬に係る事項について審議しています。さらに、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと経営レベルでの情報の共有化を図るため、業務執行取締役、執行役員ほか各部門長等が参加する経営会議を定期的に開催し、重要案件の情報共有や審議を行っています。

また当社は、株主および投資家の皆様のみならず、すべてのステークホルダーに対して等しく情報を開示することで、経営の透明性を高めるとともに、経営陣の責任の明確化も図っております。

③ 安全で高品質な製品の提供

当社は、お客様の課題解決やものづくりをサポートする企業として、安全で高品質な製品、サービスを継続的かつ安定的にグローバルで供給することが使命であると考え、そのための体制づくりを強化しています。

2. 本プランの導入目的と継続の必要性

当社取締役会は、当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、並びに大量買付行為等を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することを決定いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、当社におきましては、後述いたしますように、株主構成は比較的安定的に推移しております。しかしながら、当社は、買付者が当社に影響力を及ぼすと判断される程度（20%以上）の大量買付行為等を行うときにおいて、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保し、買付者と交渉することの重要性は、他の会社と比較しても、何ら変わることはないと考えております。

2022年3月31日現在における当社大株主の状況および当社取締役の株式保有状況は、別紙4「当社大株主および当社取締役の株式保有状況」のとおりで、当社創業家（資産管理会社名義の株式を含む）および当社取締役で持株比率35.9%に相当する株式を保有しております。しかしながら、創業家および当社取締役が保有している当社の株式の権利の行使については、個々の判断の基に行われております。また、現在において所有と経営の分離が進み、当社取締役会に創業家出身者がいなくなったことから、今後の世代交代等により、各々の事情による譲渡、相続、その他の処分がなされることで、分散化が進んでいく可能性が高くなっており、現時点では当社創業家の持株比率は、昨年に比べ4.5%減少しております。さらに株式による資金調達の実施等により、将来的な当社の株主構成に変化が生じる可能性も高くなっております。

また、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役

または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2「独立委員会委員略歴」記載の3氏が就任する予定です。

なお、当社は現時点において当社株式等の大量買付行為等に係る提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大量買付等

本プランは下記(i)または(ii)に該当する当社株式等の大量の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとし、

(i)当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付

(ii)当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

② 買付説明書の当社への事前提出

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとし、

具体的には、買付説明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i)買付者等の概要

(イ)氏名または名称および住所または所在地

(ロ)代表者の役職および氏名

(ハ)会社等の目的および事業の内容

(ニ)大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

(ii)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および買付説明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii)買付者等が提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、並びに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのす

べてを記載していただきます。)を含みます。)

③ 本必要情報の提供

上記②の買付説明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した書面を提出していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、買付説明書を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社取締役会に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報が、買付等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会または独立委員会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、当社取締役会または独立委員会を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

なお、当社取締役会は、買付等の評価・検討等のために十分な本必要情報の全てが買付者等から提供されたと判断した場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）し、その旨を速やかに開示いたします。

なお、買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ii) 買付等の目的（買付説明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の種類および金額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- (iii) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第

- 三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - (ix) 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
 - (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - (xi) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から買付等の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

④ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(i) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会または独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および追加提出された本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、30日間を超えないものとします。）に買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することができます。

(ii) 独立委員会による検討作業

当社取締役会および独立委員会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社の株式等の全ての買付の場合は60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間（以下、「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、速やかに開示いたします。

ただし、独立委員会検討期間は、独立委員会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（ただし、30日間を超えないものとします。）。その場合は、延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的な理由を買付者等に通知すると共に、株主および投資家の皆様に開示いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行うものとします。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フ

アイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を
含みます。)の助言を得ることができるものとします。

⑤ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に
対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(i)およ
び(ii)に定める勧告をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員
会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自ら
または当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締
役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、
当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下(イ)から(ホ)
に掲げる事由により、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうもの
であると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置とし
て、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて
高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行
っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場
合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知
的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グルー
プ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取
得を行っているとは判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等ま
たはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の
取得を行っているとは判断される場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係し
ていない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもっ
て一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当
社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場
合

(ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買
付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設
定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいま
す。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の
株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

また、独立委員会は、対抗措置の発動に関して、当社取締役会に対し予め株主意思の確認を経
るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、当社株主総会の招集

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、独立委員会検討期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行うものとします。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとします。なお、株主意思確認総会における決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が買付等を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置と

して当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様からご承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会または独立委員会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について、当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しているとともに、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを継続の条件としております。

また、上記3. (1) ⑥に記載のとおり、当社取締役会は、本プランによる対抗措置の発動

について、一定の場合に当社の株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、上記3.（3）に記載したとおり、本プランの継続承認後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みとなっております。

（4）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は独立委員会の判断の概要については必要に応じ株主および投資家の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

（5）合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.（1）⑤に記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

（6）第三者専門家の意見の取得

上記3.（1）④に記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

（7）デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.（3）に記載したとおり、本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は1年であり、また、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主および投資家の皆様への影響等

（1）本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の発行自体は行われません。従って本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.（1）に記載したとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当

該買付等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましても、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.

(1) ⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により、損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以上

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大量買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社の社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）のいずれかに該当する者の中から当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で善管注意義務および秘密保持義務に関する条項等を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査等委員、従業員その他必要と認める者を出席させ、その意見または説明を求めることができる。
7. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は、原則として委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故があるときその他やむをえない事由があるときは、当該委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
8. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの廃止または変更
 - (4) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限
 - (5) 独立委員会の検討期間の設定（ただし、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社の株式等の全ての買付の場合は60日間を超えない検討期間とし、その他の買付

- 等の場合は90日間を超えない検討期間とする。) および当該期間の延長
- (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
9. 独立委員会は、8. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 買付者等との交渉・協議
 - (3) 代替案の検討
 - (4) 株主に対する代替案の提示
 - (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (6) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
10. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

以上

独立委員会委員略歴

1. ロバート H ヤンソン (当社社外取締役)

1973年	4月	コンチネンタル・グミ・ウェルケAG (現コンチネンタルAG) 在日代表
1978年	6月	コンチネンタル・グミ・ウェルケAG (現コンチネンタルAG) 在日代表 退任
1978年	8月	アウディNSUアウトウニオンAG入社
1980年	1月	アウディNSUアウトウニオンAGよりフォルクスワーゲンへ移籍
1980年	7月	フォルクスワーゲン・アウディ日本代表
1983年	7月	フォルクスワーゲン(株) (現フォルクスワーゲン・グループ・ジャパン(株)) 代表取締役副社長
1993年	7月	フォルクスワーゲン・アジア・パシフィック社東京代表部代表
1998年	9月	フォルクスワーゲン・グループ・ジャパン(株)及びフォルクスワーゲン・ア ジア・パシフィック社東京代表部退任
1999年	1月	ヤンソン・アンド・アソシエイツ有限会社代表取締役社長
2007年	1月	FEV ジャパン(株)取締役
2017年	5月	FEV ジャパン(株)代表取締役
2021年	6月	当社取締役 (社外取締役)、当社指名・報酬委員 現在に至る

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 梶原 則子 (当社社外取締役 (監査等委員である取締役))

1986年	4月	第一東京弁護士会登録、梶原法律事務所
1988年	10月	成富法律事務所入所
1993年	3月	梶原法律事務所入所
2000年	1月	山下・遠山法律特許事務所 (現 山下・遠山法律事務所) 入所
2020年	1月	当社指名・報酬委員
2021年	6月	当社監査等委員である取締役 (社外取締役) 現在に至る

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 藤原 康弘（当社社外取締役（監査等委員である取締役））

- | | | |
|-------|-----|---|
| 1995年 | 4月 | 三井ホーム(株)入社 |
| 1998年 | 7月 | 同社退社 |
| 2001年 | 10月 | 中央青山監査法人（後のみすず監査法人）入所 |
| 2007年 | 6月 | みすず監査法人退所 |
| 2007年 | 7月 | 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 |
| 2020年 | 12月 | 同監査法人退所 |
| 2021年 | 1月 | 藤原会計士事務所代表
(株)会計応援工房代表取締役社長 |
| 2021年 | 6月 | 当社監査等委員である取締役（社外取締役）、当社指名・報酬委員
現在に至る |

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※上記3氏と当社との間に、特別の利害関係等はございません。

以上

新株予約権無償割当ての要項

1. 本新株予約権の割当総数
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。
2. 割当対象株主
割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権の無償割り当てをします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの金額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
7. 本新株予約権の行使条件
(1)特定大量保有者（注11）、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者（注12）、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、当社取締役会は、本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

(注11) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注12) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

当社大株主および当社取締役の株式保有状況

2022年3月31日現在の当社大株主及び当社取締役の株式保有状況は、以下のとおりであります。

1. 当社大株主の株式保有状況（上位10位）

順位	氏名	所有株数 (株)	議決権比率 (%)	持株比率 (%)	備考
1	KAWAMOTO CMK(株)	2,171,000	13.50	12.32	
2	J河本(株)	1,726,000	10.73	9.80	
3	日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,075,600	6.69	6.10	
4	フコク取引先持株会	961,650	5.98	5.46	
5	渡辺 まり	717,256	4.46	4.07	
6	(株)日本カストディ銀行	648,800	4.03	3.68	
7	(株)MWホールディングス	626,000	3.89	3.55	
8	河本 太郎	517,471	3.21	2.93	
9	河本 次郎	517,471	3.21	2.93	
10	フコク従業員持株会	408,997	2.54	2.32	

(注) 当社は1,513,521株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式保有状況

氏名	役位	所有株数 (株)	議決権比率 (%)	持株比率 (%)	備考
小川 隆	代表取締役社長	23,870	0.14	0.13	
大橋 由宏	取締役	6,030	0.03	0.03	
渡辺 賢治	取締役	17,620	0.10	0.10	
大城 郁男	取締役	5,000	0.03	0.02	
余村 健一郎	取締役	3,030	0.01	0.01	
ロバート H ヤンソン	取締役	4,400	0.02	0.02	
合計		59,950	0.37	0.34	

以上

【添付書類】 **事業報告** (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

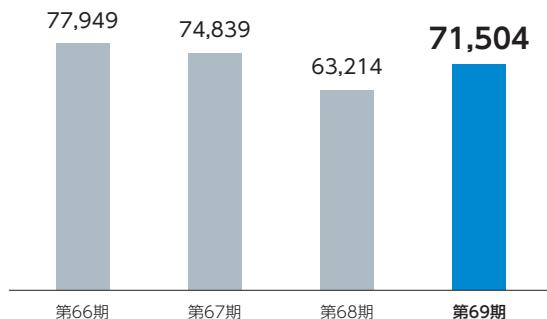
1. 財産および損益の状況

(単位：百万円)

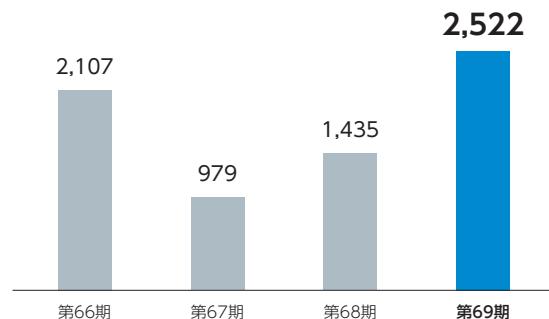
区分	第66期 (2019年3月期)	第67期 (2020年3月期)	第68期 (2021年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	77,949	74,839	63,214	71,504
経常利益	2,107	979	1,435	2,522
親会社株主に帰属する当期純利益 または純損失(△)	△2,690	309	1,254	2,084
1株当たり当期純利益 または純損失(△)(円)	△162.45	18.67	75.69	127.24
総資産	67,584	65,246	63,817	65,039
純資産	32,036	31,941	32,321	34,377

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または純損失は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首から適用しております。

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)

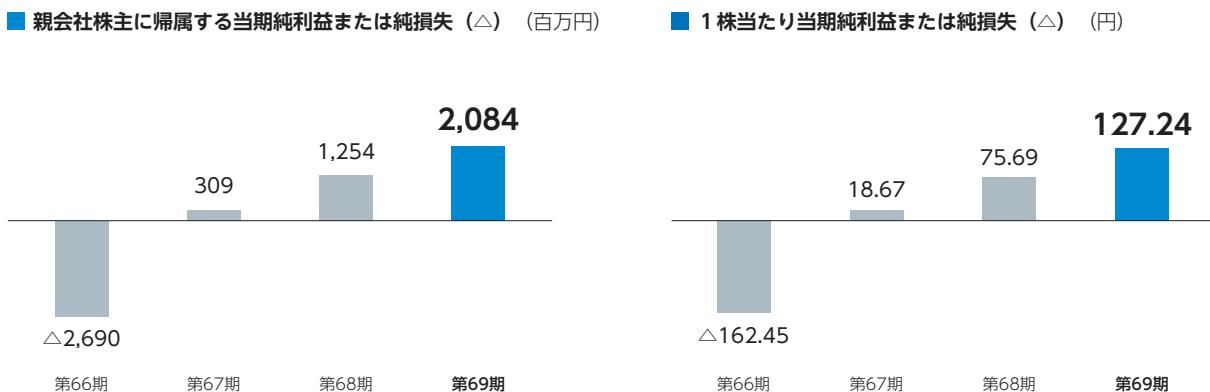


2. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済情勢は、新型コロナウイルス感染症再拡大の一方、各国で防疫と経済の両立政策が広まり、緩やかな景気回復に向かいました。半導体の供給不足による自動車メーカーの生産調整、原材料費や輸送費及び燃料費の上昇など、企業経営に対する圧迫要因も発生しましたが、各国の経済活動の制限緩和等により、当社グループの事業においても、需要はおおむね回復基調にあります。

このような経営環境を受けて、当社グループの受注も回復傾向にあり、連結売上高は前年同期比13.1%増の715億4百万円となりました。損益につきましては、増収に加え、グループ全体の体質強化や生産体制改善の取り組みの継続などにより、営業利益は前年同期比152.4%増の17億49百万円、経常利益は同75.7%増の25億22百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同66.2%増の20億84百万円となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、売上高は15億27百万円減少し、損益への影響につきましては軽微であります。

当連結会計年度における事業別の概要は次のとおりです。



セグメント別の状況

機能品事業

半導体不足に起因する自動車メーカーの生産調整の影響により、受注のペースは今期後半に減速したものの、通年では回復基調となり、売上高は前年同期比10.1%増の309億10百万円となりました。セグメント損益については、原材料価格の上昇と輸送費の高騰に圧力を受けながらも、生産合理化、経費削減等の体質改善に下支えされ、前年同期比23.4%増の31億37百万円の利益となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は2億37百万円減少し、セグメント損益への影響はありません。



ワイパー

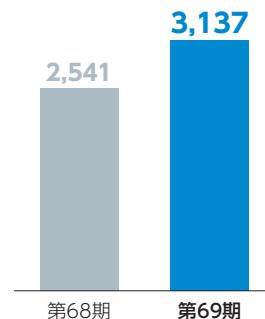


CVJアーツ



シール部品

■ セグメント利益 (百万円)



防振事業

建設機械向けの受注の下支えもあり、売上高は前年同期比19.1%増の283億34百万円となりました。セグメント損益については、金具鋼材費高騰の影響により、前年同期比25.7%減の8億24百万円の利益となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は25百万円減少し、セグメント損益への影響は軽微であります。



ダンパー

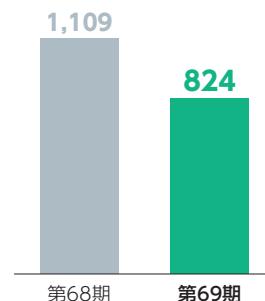


ビスカスマウント



防振ゴム

■ セグメント利益 (百万円)



金属加工事業

売上高は前年同期並（0.3%増）の55億2百万円となりました。セグメント損益については、合理化推進努力の効果が表れ始めたものの、金具鋼材費高騰の影響が大きく、1億75百万円の損失となりました（前年同期は5億63百万円の損失）。なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は12億27百万円減少し、セグメント損益への影響はありません。

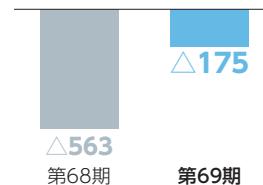


燃料タンク



プロペラシャフト

セグメント利益 (百万円)



ホース事業

受注は好調であり、売上高は前年同期比24.3%増の43億77百万円となりました。セグメント損益については、売上高の増加に伴い94百万円の利益となりました。（前年同期は1億55百万円の損失）。なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は36百万円減少し、セグメント損益への影響はありません。

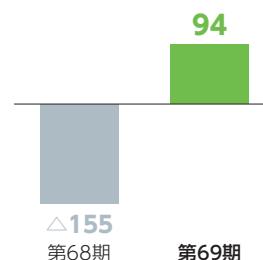


ウォーターホース



インタークーラーホース

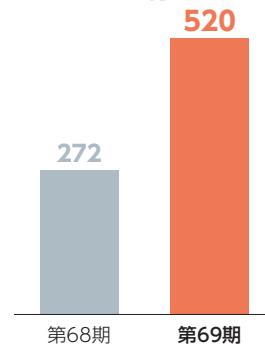
セグメント利益 (百万円)



産業機器事業

受注は堅調に推移し、売上高は前年同期比4.4%増の30億45百万円となりました。セグメント損益については、費用削減の効果等により前年同期比90.7%増の5億20百万円の利益となりました。

セグメント利益 (百万円)



細胞順化培養液 Phicello



細胞培養バッグ培地



超音波モータセラミック振動子



ウレタンローラー



加圧ローラー



インクジェットプリンタ用精密部品

3. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
末吉工業株式会社	80百万円	100%	金属加工部品の製造販売
株式会社東京ゴム製作所	80百万円	100%	ホース等ゴム製品の製造販売
韓国フコク株式会社	4,372百万ウォン	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
タイフコク株式会社	114百万バーツ	51%	防振ゴム製品の製造販売
サイアムフコク株式会社	480百万バーツ	99%	機能品ゴム製品及びホース等ゴム製品の製造販売
タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社	15百万バーツ	26% (26%)	防振ゴム製品の製造販売
株式会社フコク東海ゴムインドネシア	8,550千米ドル	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
株式会社トリムラバー	2,550千米ドル	100% (100%)	ホース等ゴム製品の製造販売
フコクインディア株式会社	669百万ルピー	100% (26%)	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
フコクベトナム有限会社	15,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品及びO A製品の製造販売
上海フコク有限公司	160百万円	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
東莞フコク有限公司	3,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品、防振ゴム製品及びO A製品の製造販売
青島フコク有限公司	7,010千米ドル	90% (40%)	防振ゴム製品の製造販売
フコク(上海)貿易有限公司	2,200千米ドル	100%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の販売
フコクアメリカインク	2,411千米ドル	100%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
フコクメキシコ株式会社	131百万ペソ	100% (3%)	機能品ゴム製品の製造販売
フコクチェコ有限会社	60百万コルナ	100%	機能品ゴム製品の製造販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数で示しております。

- ③ その他
- イ. 重要な業務提携の状況
該当事項はありません。
- ロ. 重要な技術提携の状況

相手先	契約内容
河北富躍鉄路装備社（中国）	鉄道用ゴム部品の製造に係る技術供与契約
南京富国勃朗峰橡胶社（中国）	鉄道用ゴム部品の製造に係る技術供与契約

4. 対処すべき課題

今後の世界情勢の見通しは非常に不透明な状態にあり、ロシアのウクライナ侵攻により原材料価格・燃料価格の高騰は続くと思われ、経済に大きな影響を及ぼす可能性を想定しております。半導体供給不足による自動車メーカーの生産調整の影響も今しばらく続くと思われます。しかし一方で、新型コロナウイルス感染症の影響は各国の経済活動の制限緩和等により徐々に薄まる方向に進んでおり、当社グループの事業においては、需要はおおむね回復基調にあります。

このような状況の中、当社グループはCASE対応を含む社会的ニーズの高い次世代製品の開発・育成を進めております。間接業務効率化及び生産合理化の活動をより一層強化して損益分岐点を引き下げ、全社一丸となって企業体質の強靱化を図り、最大限の利益確保に努めてまいります。また、体質改善が遅れている事業や生産拠点に対しては、当社より改善の支援を行い、収益力の拡大を図っております。

加えて、中期経営計画に基づき、既存事業の「深化」と新規事業の「新化」を経営戦略のキーワードに、共創活動によるビジネス革新、新事業・新製品の開発、事業ポートフォリオの見直しなどを進めます。また、気候変動対策を重要な経営課題と捉え、中期経営計画に掲げた目標「製造工程の廃棄物50%削減」に向けた取り組み、TCFDに基づく情報開示への対応などを進めてまいります。

これとともに、株主の皆様に対しましては、連結配当性向30%を目安に配当額を決定し、業績に応じた利益還元を図ってまいります。中期経営計画の最終年度である2023年度には、連結売上高800億円、経常利益率7%、ROE8%を目指し、企業価値向上に取り組んでまいります。

5. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、次に掲げる事業を行っております。

事業名	主要製品及び事業内容
機能品事業	シール部品及びワイパーブレードラバー等の製品の製造販売
防振事業	ダンパー及びマウント等の製品の製造販売
金属加工事業	トラック及び建設機械用金属部品等の製品の製造販売
ホース事業	ホース等ゴム製品の製造販売
産業機器事業	OA、医療、モータ及びウレタン等の製品の製造販売

6. 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

株式会社フコク	本社・上尾工場	埼玉県上尾市
	浦和事務所	埼玉県さいたま市浦和区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町
	群馬第二工場	群馬県邑楽郡千代田町
	愛知工場	愛知県高浜市
	西尾工場	愛知県西尾市

② 国内子会社

末吉工業株式会社	本社工場	埼玉県北足立郡伊奈町
	上尾工場	埼玉県上尾市
株式会社東京ゴム製作所	本社工場	神奈川県藤沢市

③ 在外子会社

韓国フコク株式会社	本社	韓国京畿道安山市
	保寧工場	韓国忠清南道保寧市
タイフコク株式会社	本社	タイ国バンコク市
	工場	タイ国チャチェンサオ県
サイアムフコク株式会社	本社工場	タイ国サムトプラカン県
	コラート第一、二、三工場	タイ国ナコンラチャシマ県
タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社	本社工場、第二工場	タイ国サムトプラカン県
株式会社フコク東海ゴムインドネシア	本社工場、第二、三工場	インドネシア国西ジャワ州
株式会社トリムラバー	本社工場	インドネシア国西ジャワ州
フコクインディア株式会社	本社工場、第二工場	インド国マハラシュトラ州プネ市
	ベルガウム工場	インド国カルナタカ州ベルガウム市
フコクベトナム有限会社	本社工場、第二、三工場	ベトナム国ハノイ市
上海フコク有限公司	本社工場	中国上海市
東莞フコク有限公司	本社工場	中国東莞市
青島フコク有限公司	本社工場	中国青島平度市
フコク(上海)貿易有限公司	本社	中国上海市
	北京営業所	中国北京市
フコクアメリカインク	本社工場	米国サウスカロライナ州
フコクメキシコ株式会社	本社工場	メキシコ国グアナファト州
フコクチェコ有限会社	本社工場	チェコ国ウースチー州

7. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
機能品	2,599 (1,874)	△180 (40)
防振	1,240 (889)	15 (220)
金属加工	183 (81)	13 (15)
ホース	235 (209)	6 (16)
産業機器	217 (43)	△17 (5)
全社(共通)	258 (4)	2 (△4)
合計	4,732 (3,100)	△161 (292)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パート)は()に年間の平均人数を外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,171 (422)	△21 (5)	43.3	13.8

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パート)は()に年間の平均人数を外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

当社グループの主要な借入先及び借入額は、以下のとおりであります。

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,806百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,640百万円
株式会社三井住友銀行	923百万円
株式会社埼玉りそな銀行	357百万円

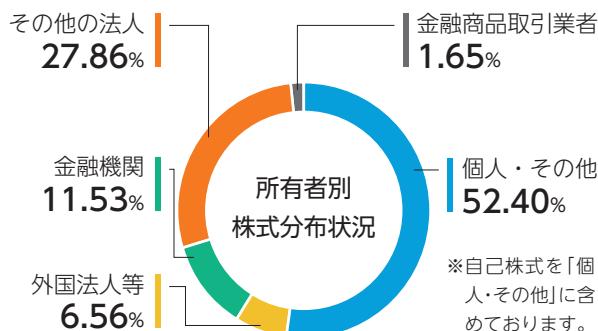
9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

1. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,609,130株
- ③ 株 主 数 16,279名
- ④ 大 株 主（上位10名）



株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
K A W A M O T O C M K 株 式 会 社	2,171,000	13.4
J 河 本 株 式 会 社	1,726,000	10.7
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,075,600	6.6
フ コ ク 取 引 先 持 株 会 渡 辺 ま り	961,650	5.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	717,256	4.4
株 式 会 社 M W ホ ー ル デ ィ ン グ ス	648,800	4.0
河 本 太 郎	626,000	3.8
河 本 次 郎	517,471	3.2
フ コ ク 従 業 員 持 株 会	517,471	3.2
	408,997	2.5

- (注) 1. 当社は自己株式を1,513,521株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式の総数は、1,075,600株であります。
 4. 上記株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式の総数は、648,800株であります。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	13,410 株	5 名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 隆	
取締役常務執行役員	大橋 由宏	企画本部長、SCM本部長、グループ会社統括
取締役執行役員	渡辺 賢治	アセアンエリア長、サイアムフコク株式会社取締役会長
取締役執行役員	大城 郁男	営業本部長
取締役執行役員	余村 健一郎	コーポレート本部長兼人事部長、中国エリア担当
取締役	高橋 功吉	社外取締役、指名・報酬委員
取締役	ロバート H ヤンソン	社外取締役、指名・報酬委員、ヤンソン・アンド・アソシエイツ有限会社代表取締役社長、FEV ジャパン株式会社代表取締役
取締役（監査等委員・常勤）	木村 尚	指名・報酬委員
取締役（監査等委員）	梶原 則子	社外取締役、指名・報酬委員、山下・遠山法律事務所（弁護士）
取締役（監査等委員）	藤原 康弘	社外取締役、指名・報酬委員、藤原会計士事務所代表（公認会計士）、株式会社社会計応援工房代表取締役社長

- (注) 1. 取締役高橋功吉氏、取締役ロバート H ヤンソン氏、取締役（監査等委員）梶原則子氏、取締役（監査等委員）藤原康弘氏は社外取締役であります。なお、当社は高橋功吉氏、ロバート H ヤンソン氏、梶原則子氏、藤原康弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、経営陣や独立役員である監査等委員との連携・調整にあたる体制を構築するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員の過半数とする「指名・報酬委員会」を設置しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
石川 貴章	2022年3月30日	辞任	取締役執行役員アセアンエリア長、サイアムフコク株式会社取締役会長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員である取締役各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び国内子会社役員、並びに当社及び国内子会社の管理職を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険期間は2022年9月1日迄ですが、更新することを予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

以下の方針は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成した指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会で決定したものです。

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i) 基本方針

当社の役員報酬制度は、必要な経営人材を確保、維持することができる水準とすることを前提に、職務に応じて、業務執行取締役については業績向上並びに企業価値向上に向けたインセンティブが働く報酬体系とすること、社外取締役及び監査等委員については監視、監督又は経営への助言といったそれぞれの職責に適する報酬体系とすることを基本方針とし、当該方針に基づいて報酬制度を設計しております。

ii) 決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定に際しては、株主総会において承認を得た限度額の範囲内で、取締役会で各取締役の役位、職責、職務の内容、業績貢献度等を総合的に勘案し報酬等の体系（下記 iii）決定方針の内容の概要）に沿って決定いたします。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額の決定に関しては、株主総会において承認を得た限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

iii) 決定方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬体系は、基本報酬、役員期末手当及び株式報酬で構成されており、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬体系は、業務執行取締役に対する監督又は監査といった職責を勘案して、基本報酬のみとしております。

当社の取締役及び監査等委員である取締役に対する報酬等の体系

（●印＝該当項目）

（％表示＝報酬構成割合の目安）

	金銭報酬		非金銭報酬	金銭報酬
	A) 基本報酬	B) 役員期末手当	C) 株式報酬	
			a) 譲渡制限付 株式報酬	b) ファントム ストック
業務執行取締役	●	●	●	
	90%		10%	
	50%～70%	20%～40%	10%	
非業務執行取締役	●	—	—	
監査等委員である取締役	●	—	—	

（注）上記の報酬構成割合は、制度設計上の原則的な割合を示しており、業績等により、または役員期末手当が支給されない場合はそれに応じて割合も変動します。

A) 基本報酬（月例報酬）

当社の基本報酬は、固定報酬とし、取締役としての役割と役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員の給与水準も考慮しながら月例報酬額を決定し、毎月支給します。

B) 役員期末手当

業務執行取締役に対する単年度の連結業績目標の達成に向けたインセンティブを高めることを目的として、前年度の業績目標の達成具合に応じて算出された額を、確定額として翌事業年度中に支給します。

役員期末手当については、期末手当基準額に、役位に応じて定めた係数と前年度の連結営業利益（公表予想額）の達成具合に応じて定めた係数を乗じて決定することとしています。

評価指標に連結営業利益を採用した理由は、毎事業年度における事業目標の達成と業績向上への貢献意識を高めることを目的とするためです。

C) 株式報酬

株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、業務執行取締役（国内居住者）に対し非金銭報酬として事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を、業務執行取締役（国内非居住者）に対し金銭報酬としてファントムストック制度を導入しています。

a) 譲渡制限付株式報酬制度

対象取締役： 業務執行取締役（国内居住者）

・ 割当基準

対象取締役は、割当株式に係る当社の取締役会決議に基づいて、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、対象株式の発行又は処分を受けます。

なお、対象株式の割当数の基準となる支給額は予め役位別に定められ、1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として取締役会で決定し、それに基づいて算出された数の株式を対象取締役に交付します。

・ 譲渡制限

対象取締役は、割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間（譲渡制限期間）において、譲渡、担保権の設定その他の処分ができないものとします。

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（役務提供期間）中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって割当した譲渡制限付株式について譲渡制限を解除します。

なお、役務提供期間満了前に上記に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は割当した株式を無償で取得し、当社の取締役会が正当と認める理由により役務提供期間満了前に上記に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する割当株式の数を必要に応じて合理的に調整するものとします。

b) ファントムストック制度

対象取締役： 業務執行取締役（国内非居住者）

・ 付与基準

業務執行取締役のうち国内非居住者については、譲渡制限付株式報酬に代わり、当該株式報酬分に相当するファントムストック（当社の普通株式1株当たりの株価相当額の金銭の支払を受ける権利をいいます）を付与し、その取扱いは譲渡制限付株式報酬内規及び割当契約に準じて行うものとしています。

・付与内容

当社の取締役会で定める取締役に対して、当社の取締役会で定める日に、当社の取締役会で定める数のファントムストックを付与します。なお、付与するファントムストックの数は、当社「譲渡制限付株式報酬内規」に準じて算出します。

ファントムストックに係る支払条件が成就した日（退任・退職日の翌日）から30日以内に①支払条件成就日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に、②支払条件が成就したファントムストックの数を乗じて算出される金額を支払います。

iv) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に際しては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な視点から検討を行っており、取締役会も基本的に指名・報酬委員会の答申を尊重し決定するものであるため、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準も踏まえ、上位の役位ほど業績指標との関連性や株式報酬の割合が大きくなるように構成し、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会で審議を行っております。取締役会では指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等を決定することとしています。

なお、業務執行取締役以外、基本報酬のみでありますので種類別割合もありません。（上記1. iii）の表中に制度設計上の原則的な構成割合を記載）

3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

i) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額は、2015年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

ii) 上記i)の金銭報酬枠（年額300百万円以内）とは別枠で、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対し、2020年6月26日開催の第67回定時株主総会において、株式報酬（譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権）の額として、年額50百万円以内、各事業年度において割り当てる普通株式の総数は年8万株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

iii) 監査等委員である取締役の金銭報酬の限度総額は、2015年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

iv) 当社は、2019年6月27日開催の第66回定時株主総会において、役員退職慰労金

制度廃止に伴い重任となる取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対し、退職慰労金を打切り支給すること、支給の時期については各取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退任時とすることにつき決議いただいております。当該定時株主総会終結時点で対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名で、支給対象の監査等委員である取締役の員数は3名です。

4. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬 (月例報酬)	役員期末手当	譲渡制限付 株式報酬	ファントム ストック	
取締役（監査等委員 である取締役および 社外取締役を除く）	138	103	22	11	1	6
監査等委員である取 締役（社外取締役を 除く）	15	15	—	—	—	1
取締役（社外取締 役）	5	5	—	—	—	2
監査等委員である取 締役（社外取締役）	6	6	—	—	—	4

- (注) 1. 人員欄の合計は実支給人員数を示しております。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記のほか、当事業年度において以下のものを支払っております。
 2019年6月27日開催の第66回定時株主総会決議に基づき支払った役員退職慰労金（打切り支給分）
 監査等委員 2名 3百万円（うち社外取締役 2名 3百万円）

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職につきましては、46頁「4. 会社役員の状況 ①取締役の状況」に記載のとおりであります。各社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

地 位 氏 名	概 要
<p>取 締 役 高 橋 功 吉</p>	<p>【当事業年度における主な活動内容】 同氏は当事業年度において開催された取締役会14回のうち、14回に出席しています。 また同氏は、取締役の指名・報酬に関して取締役会への答申を行う「指名・報酬委員会」の委員を務めており、当事業年度において開催された「指名・報酬委員会」11回のうち、11回に出席しています。</p> <p>取締役会、指名・報酬委員会のいずれにおいても経営に関する豊富な経験と知見に基づき、独立した立場から有益な助言、提言を行っております。</p> <p>【社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要】 取締役会のほか経営会議、指名・報酬委員会に出席され、経営に関する豊富な経験と知見に基づき、独立した立場から当社の経営並びに業務執行について監視、監督或いは助言を行っております。</p>
<p>取 締 役 ロバート H ヤンソン</p>	<p>【当事業年度における主な活動内容】 同氏は当事業年度の取締役に就任後に開催された取締役会10回のうち、10回に出席しています。 また同氏は、取締役の指名・報酬に関して取締役会への答申を行う「指名・報酬委員会」の委員を務めており、当事業年度の指名・報酬委員に就任後に開催された「指名・報酬委員会」9回のうち、9回に出席しています。</p> <p>取締役会、指名・報酬委員会のいずれにおいても経営に関する豊富な経験と知見に基づき、独立した立場から有益な助言、提言を行っております。</p> <p>【社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要】 取締役会、指名・報酬委員会に出席され、経営に関する豊富な経験と知見に基づき、独立した立場から当社の経営並びに業務執行について監視、監督或いは助言を行っております。</p>
<p>取締役（監査等委員） 梶 原 則 子</p>	<p>【当事業年度における主な活動内容】 同氏は当事業年度の監査等委員である取締役に就任後に開催された取締役会10回のうち、10回、監査等委員会4回のうち、4回出席しています。 また同氏は、取締役の指名・報酬に関して取締役会への答申を行う「指名・報酬委員会」の委員を務めており、当事業年度において開催された「指名・報酬委員会」11回のうち、11回に出席しています。</p> <p>取締役会、指名・報酬委員会のいずれにおいても、弁護士としての専門的知識と幅広い見識に基づき、独立した立場から有益な助言、提言を行っております。</p> <p>【社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要】 取締役会、指名・報酬委員会に出席され、法律に関する知識、幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営並びに業務執行について監視、監督或いは助言を行っております。</p>

地 氏 位 名	概 要
取締役（監査等委員） 藤原 康弘	<p>【当事業年度における主な活動内容】 同氏は当事業年度の監査等委員である取締役に就任後に開催された取締役会10回のうち、10回、監査等委員会4回のうち、4回出席しています。 また同氏は、取締役の指名・報酬に関して取締役会への答申を行う「指名・報酬委員会」の委員を務めており、当事業年度の指名・報酬委員に就任後に開催された「指名・報酬委員会」9回のうち、9回に出席しています。</p> <p>取締役会、指名・報酬委員会のいずれにおいても、公認会計士としての専門的知識と幅広い見識に基づき、独立した立場から有益な助言、提言を行っております。</p> <p>【社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要】 取締役会のほか経営会議、指名・報酬委員会に出席され、会計や内部統制に関する豊富な知識と実務経験に基づき、独立した立場から当社の経営並びに業務執行について監視、監督或いは助言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の海外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 前連結会計 年度	当連結会計 年度	科目	(ご参考) 前連結会計 年度	当連結会計 年度
資産の部			負債の部		
流動資産	36,218	37,744	流動負債	23,270	22,792
現金及び預金	8,992	9,301	支払手形及び買掛金	4,460	4,741
受取手形及び売掛金	15,886	—	電子記録債務	4,733	4,589
受取手形	—	949	短期借入金	6,427	5,644
売掛金	—	13,331	1年内返済予定の長期借入金	2,323	2,141
電子記録債権	2,827	3,112	未払法人税等	209	297
商品及び製品	3,990	5,256	賞与引当金	798	934
仕掛品	1,060	1,236	設備関係支払手形	247	595
原材料及び貯蔵品	2,200	3,112	その他	4,070	3,846
その他	1,299	1,495	固定負債	8,225	7,870
貸倒引当金	△37	△51	長期借入金	3,338	3,143
固定資産	27,599	27,294	繰延税金負債	506	489
有形固定資産	25,184	24,753	退職給付に係る負債	2,296	2,540
建物及び構築物	7,235	7,848	役員退職慰労引当金	144	146
機械装置及び運搬具	10,040	9,640	その他	1,940	1,549
工具、器具及び備品	910	969	負債合計	31,496	30,662
土地	5,806	5,844	純資産の部		
リース資産	43	40	株主資本	30,348	31,106
建設仮勘定	1,146	409	資本金	1,395	1,395
無形固定資産	784	878	資本剰余金	1,571	1,572
その他	784	878	利益剰余金	28,315	29,554
投資その他の資産	1,629	1,662	自己株式	△933	△1,416
投資有価証券	745	734	その他の包括利益累計額	△262	1,117
長期前払費用	0	31	その他有価証券評価差額金	109	93
退職給付に係る資産	190	203	繰延ヘッジ損益	1	△1
繰延税金資産	471	481	為替換算調整勘定	△374	1,025
その他	234	211	非支配株主持分	2,235	2,152
貸倒引当金	△13	—	純資産合計	32,321	34,377
資産合計	63,817	65,039	負債及び純資産合計	63,817	65,039

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 前連結会計年度		当連結会計年度	
売上高		63,214		71,504
売上原価		53,795		59,995
売上総利益		9,418		11,508
販売費及び一般管理費		8,725		9,758
営業利益		693		1,749
営業外収益				
受取利息	37		30	
受取配当金	74		7	
ロイヤルティ収入	27		—	
持分法による投資利益	29		16	
為替差益	—		261	
固定資産売却益	48		266	
雇用調整助成金	460		201	
その他	220	899	174	957
営業外費用				
支払利息	108		94	
為替差損	9		—	
固定資産売却損	0		33	
固定資産除却損	29		39	
その他	9	156	16	184
経常利益		1,435		2,522
特別利益				
投資有価証券売却益	—	—	31	31
特別損失				
投資有価証券評価損	17	17	—	—
税金等調整前当期純利益		1,417		2,553
法人税、住民税及び事業税	375		583	
法人税等調整額	△144	230	△23	559
当期純利益		1,187		1,994
非支配株主に帰属する当期純損失		67		90
親会社株主に帰属する当期純利益		1,254		2,084

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 前事業年度	当事業年度	科目	(ご参考) 前事業年度	当事業年度
資産の部			負債の部		
流動資産	18,256	17,589	流動負債	11,070	11,044
現金及び預金	3,418	2,799	支払手形	16	14
受取手形	315	331	買掛金	2,485	2,362
電子記録債権	2,378	2,720	電子記録債務	3,547	3,000
売掛金	8,281	8,058	短期借入金	742	889
商品及び製品	1,257	1,670	1年内返済予定の長期借入金	1,976	1,825
仕掛品	437	512	リース債務	0	0
原材料及び貯蔵品	513	683	未払金	378	677
前払費用	16	40	未払費用	651	674
その他	1,635	773	未払法人税等	97	147
固定資産	15,861	16,202	未払消費税等	210	49
有形固定資産	6,480	6,741	賞与引当金	730	870
建物	1,283	1,295	設備関係支払手形	3	5
構築物	51	69	その他	230	527
機械及び装置	2,024	2,034	固定負債	3,710	3,930
車輛運搬具	7	11	長期借入金	2,557	2,561
工具、器具及び備品	388	511	リース債務	2	2
土地	2,698	2,694	退職給付引当金	1,150	1,365
リース資産	3	2	役員退職慰労引当金	-	1
建設仮勘定	25	121	負債合計	14,780	14,975
無形固定資産	114	181	純資産の部		
特許権	7	6	株主資本	19,229	18,727
ソフトウェア	99	95	資本金	1,395	1,395
その他	7	79	資本剰余金	1,571	1,572
投資その他の資産	9,266	9,280	資本準備金	1,514	1,514
投資有価証券	326	245	その他資本剰余金	57	58
関係会社株式	7,652	7,527	利益剰余金	17,195	17,175
関係会社長期貸付金	592	660	利益準備金	262	262
長期前払費用	-	29	その他利益剰余金	16,933	16,913
従業員に対する長期貸付金	5	0	土地圧縮積立金	96	96
繰延税金資産	617	749	別途積立金	6,750	6,750
その他	72	66	繰越利益剰余金	10,086	10,066
			自己株式	△933	△1,416
			評価・換算差額等	108	88
			その他有価証券評価差額金	108	88
資産合計	34,118	33,792	純資産合計	19,337	18,816
			負債及び純資産合計	34,118	33,792

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 前事業年度		当事業年度	
売上高		30,154		31,958
売上原価		26,737		27,681
売上総利益		3,417		4,277
販売費及び一般管理費		3,981		4,072
営業利益又は営業損失 (△)		△564		204
営業外収益				
受取利息	10		6	
受取配当金	853		692	
保険解約返戻金	34		—	
ロイヤルティ収入	770		—	
雇用調整助成金	319		33	
為替差益	31		109	
その他	266	2,286	66	908
営業外費用				
支払利息	15		13	
固定資産除却損	9		19	
コミットメントフィー	3		3	
その他	—	28	2	39
経常利益		1,693		1,073
特別利益				
投資有価証券売却益	—	—	31	31
特別損失				
投資有価証券評価損	16		—	
関係会社株式評価損	—	16	125	125
税引前当期純利益		1,677		979
法人税、住民税及び事業税	235		282	
法人税等調整額	△9	225	△128	153
当期純利益		1,452		825

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 フコク
取締役会 御中E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 矢定俊博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大久保豊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フコクの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フコク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 フ コク
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 矢 定 俊 博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 久 保 豊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フコクの2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社フコク 監査等委員会

監査等委員 木村 尚 ㊟

監査等委員 梶原 則子 ㊟

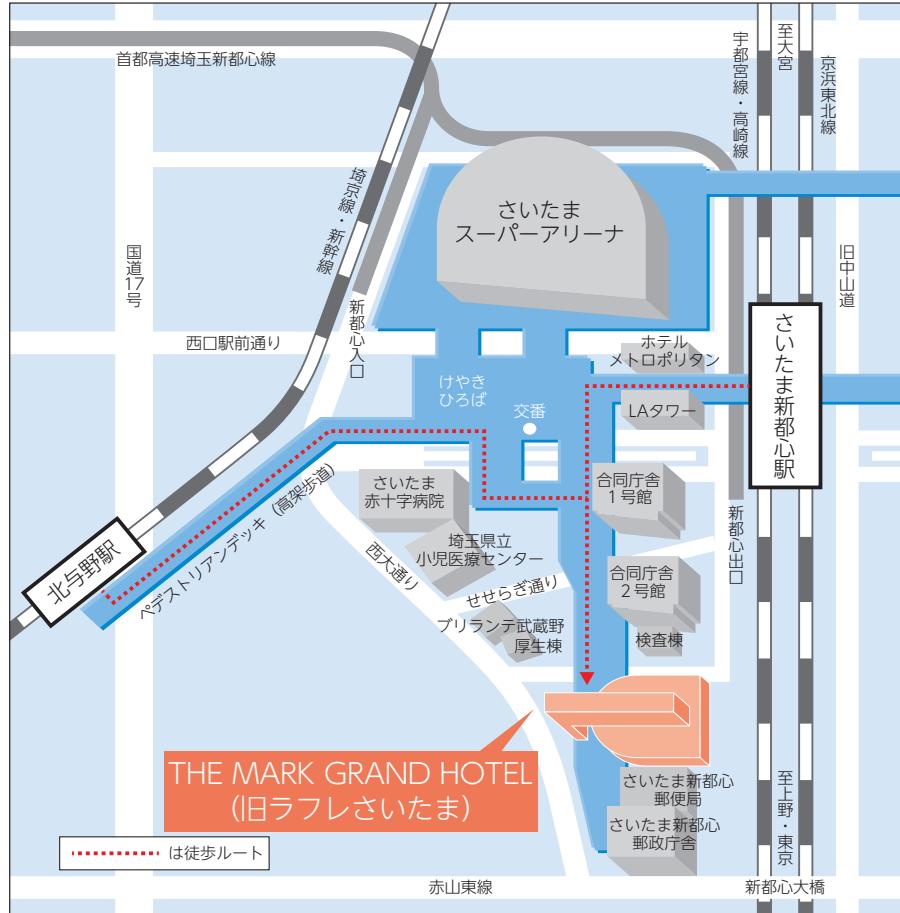
監査等委員 藤原 康弘 ㊟

(注) 監査等委員 梶原則子及び藤原康弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
THE MARK GRAND HOTEL (旧ラフレさいたま) 櫻ホール (3階)
電話 048 (601) 1111



■電車をご利用の場合

- ・ J R 京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心駅」下車徒歩10分
※改札出て左方向へ
- ・ J R 埼京線「北与野駅」下車徒歩15分
※東北・北海道・山形・秋田・上越・北陸新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。